

規約書



M F C

W A K E · S O C C E R · S · S

和気サッカースポーツ少年団（MFC）規約

第1章 総 則

- 第 1条 (名 称)
本少年団は、和気サッカースポーツ少年団（以下少年団という）と称す。
但し、主管『日本サッカー協会（JFA）』に対し『MFC』と呼称する
- 第 2条 (事務局)
本少年団の事務局は、別に定める後援会に置く。
- 第 3条 (目 的)
本少年団は、地域の学校体育活動において、サッカー競技を通じて、心身の健全な育成に質する事を、目的とする。
- 第 4条 (活 動)
本少年団は、前条の目的を達成する為に、次の活動を行う。
(1) 各種サッカー大会への参加
(2) 体力テスト
(3) レクリエーション活動
(4) 文化学習活動
(5) 他団体との交歓交流活動
(6) 奉仕活動
(7) その他本少年団の目的達成に必要な活動

第2章 団員・指導者

- 第 5条 (構 成)
本少年団は、原則として、和気校区の小学校2年生から6年生までの男女子で第3条の目的に賛同するものをもって構成する。
- 第 6条 (少年団への入団、退団手続)
本少年団への入団手続は、『少年団申込書』にてこれを行う。
又、別に定める会費を納入するものとする。
2. 本少年団を退団する時は、所定の『退団届出書』にて、各学年役員を通して、会長まで提出する。
- 第 7条 (有 効 期 限)
入団登録有効期限は、入団の申し込みを受けた日からその年度末日までとし、毎年度毎これを更新する。更新の方法は前条に定める所による。
- 第 8条 (少年団の登録)
本少年団は第6条に定める所により入団登録を行った団員及び指導者をまとめ愛媛県サッカー協会に所定の登録料を添え、登録を行うものとする。登録に明記された団員及び指導者は全員スポーツ障害保健に加入するものとする。
- 第 9条 (指 導 者)
指導者は、別に定める後援会が広く一般社会人に指導者を求め、第3条の目的達成の為の活動をする。

第3章 役員

第10条 (役員)

本少年団には、次の役員を置く。

団 長	1 名	副団長	若干名
指導者	若干名	会 計	1 名
監 査	2 名		
オブザーバー	若干名		

第11条 (役員を選出及び職務)

前条の役員は、別に定める保護者後援組織の会員の互選により選出する

2. 団長は、本少年団を代表し、団務を統括する。
3. 副団長は、団長を補佐し、本少年団の活動を統括する。
4. 副団長は、会長事故ある時、その職務を代行する。
又、別に定める保護者の会の役務も兼任する。
5. 少年団指導者は、本少年団の活動を指導する。
6. 会計は、本少年団の会計及び別に定める保護者の会の会計を担当兼務する
7. 監査役は、OB会より選出し、会計を監査する。
8. オブザーバーは、団の円滑な活動を推進し、団と保護者の会とのパイプ役とし、相互の良き理解者となる。

第12条 (任 期)

本少年団の役員の任期は、1年とする。但し、団長及び指導者、監査役については、再任を妨げない。

2. 本少年団の役員に欠損を生じた時はそれを補充する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 後 援 会

第13条 (後 援 会)

本少年団には、後援会を置く。

2. 後援会は、団員の保護者により構成する『保護者の会』と、本少年団のOB及びその保護者により構成する『OB会』とで構成する。
3. 保護者の会は、別に保護者の会規約をもって少年団の活動を円滑に推進する。
4. OB会は、保護者の会及び指導者を側面より支援する。
5. 本少年団を卒業した団員は、本人の退会申出のない限りOB会員とし、会費は、収しない。
6. 卒団員は、保護者のOB会への入会は随意とする。

第5章 会 計

第14条 (会 計)

本少年団の会計、団員の納める団費、保護者会費、寄付金、補助金、その他の収入により支弁する。

第15条 (団 費・会 費)

団員の団費・保護者の会の会費及びその納入方法については、当該年度の当初総会の場で決定する。

第16条 (会計年度)

本少年団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 会 議

第17条 (会 議)

本少年団には、次の会議を置く。

- (1) 総 会
- (2) 役 員 会
- (3) O B 会

2. 会議の議決は出席者の過半数によってこれを決める。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第18条 (総 会)

総会は、年2回開催するものとし、次の事項を審議する。

- (1) 活動計画・活動報告
- (2) 予算計画・決算報告
- (3) 役員選出
- (4) 規約の改正
- (5) その他の事項

2. 初回は、毎年4月速やかに開催し、第2回は、年度末に開催する。

3. 必要ある時は、臨時総会を随時開催できる。

第19条 (役 員 会)

役員会は、規約第10条に定める役員をもって構成し、会長もしくは、指導者が、これを召集し、次の事項を審議する。

2. 活動計画及び予算に関する事項
3. その他運営に関する事項

第20条 (O B 会 議)

OB会議は、規約第13条に定める役員をもって構成し、次の事項を審議する。

2. 活動計画
3. その他の事項

尚、役員の変更は、第1回総会が開催されるまでに実施する。

第21条 (規約の改正及び解散)

本規約の改正及び、本少年団の解散は、会議出席者の3分の2以上の同意を得ねばならない。

和気サッカースポーツ少年団（MFC）

保護者の会規約

総 則

第 1 条 本和気サッカースポーツ少年団（MFC）保護者の会と称す。

目 的

第 2 条 本会は、和気サッカースポーツ少年団（MFC）の健全な育成の為の母体となる事を目的とする。

組 織

第 3 条 本会の会員は、少年団団員の保護者及びスポーツ少年団の目的に賛同する者をもって組織する。

役 員

第 4 条 本会に次の役員を置く。

会長	1 名	副会長	若干名
会計	1 名	学年部長	各学年 1 名
		々 副部長	各学年 1 名

役員を選出及び任務

- 第 5 条 前条の役員は、本会員の互選により選出する
2. 会長は、保護者の会を代表し、統括する。
 3. 副会長は、会長を補佐し、会長に支障がある時はその職務を代行する。
 4. 会計は、本会の会計を処理する。
 5. 学年は、各学年ごとの会員を総括する。

役員任期

第 6 条 役員任期は1年とし、毎年4月1日より、翌年3月31日迄とする。

会 議

- 第 7 条 本会議は、総会、役員会とし、会長が召集してその運営に当る。
2. 本会の会議は、和気サッカースポーツ少年団規約、第6章 第17条・第18条・第19条の項に準ずる。

会 計

第 8 条 本会は、保護者会費、寄付金、その他をもってこれに当てる。
和気サッカースポーツ少年団規約、第5章 第14条・第15条・第16条の項に準ずる。

規約の改正

第 9 条 本会規約の改正は、会議出席の3分の2以上の同意を得ねばならない。

附 則

- 第10条 活動中に生じた事故等でスポーツ障害保険適用以外の責任は、全て保護者で負担するものとする。
- 第11条 遠征等、遠距離活動における費用、自動車の使用、事故処理等は、『特別規則書』として、別に設ける事とする。

本規則は、平成 7年 4月 20日 より施工する。

平成 8年 4月 20日 改正 施工

平成14年 4月 20日 改正 施工

平成18年 4月 15日 改正 施工

平成22年 4月 20日 改正 施工

〔特別規則書〕

遠征、遠距離活動における条項

〔定義〕

和気小学校を起点に、片道 約40Km以上を遠距離活動とし、それ以内を近距離活動とする。

〔費用〕

(宿泊を伴う遠距離活動)

1. 指導者の費用、宿泊等は、団費（保護者会費）にて賄う。
2. 各種大会参加費等諸費用は、団費（保護者会費）にて賄う。
3. 参加団員の諸費用は、参加団員の保護者にて、負担する。
4. 団員引率保護者の諸費用（宿泊代、燃料代、他引率時経費）は、保護者にて、負担する。但し、2名以内とする。

(宿泊をしない遠距離活動)

1. 指導者の費用は、団費（保護者会費）にて賄う
2. 各種大会参加費等諸費用は、団費（保護者会費）にて賄う
3. その他諸費用は、保護者負担とする。

〔移動について〕

(遠距離活動における移動方法)

1. 原則的には、公的交通機関の利用が望ましい。
2. 自家用乗用車利用の場合、その車両が搭乗者障害保険を含む任意保険に加入している事を絶対条件とする。
3. 自家用乗用者に団員の相乗り乗車は、保護者間の互いの信頼関係にて成立するものである。従って、参加保護者は、責任を共有するものである。

〔自家用乗用車使用〕

1. 使用、乗用者の任意保険については、前項通り。
2. 違反、事故を起こした場合等の行政処分は、運転者の責任とする。
3. 遠距離活動において、1日傷害保険等の短期保険の加入は、任意とする。但し、保険内容、額、支払いについては、その都度協議実行する。
4. 近距離活動における傷害保険加入任意とし、保護者協議の上、支払方法を含め決定する。

〔別 添〕

団 費

6・5年生……………	2, 500円	(月額)
4・3年生……………	2, 250円	(月額)
2年生以下……………	2, 000円	(月額)

会費（団費）は、団の運営、備品修理、団員の行事経費等々に使わせて頂きます。

会費（団費）の集金は、年度毎の協議とする、期中退団の場合でも返却致しません。
(体験入団期間中は団費の徴収はしない。)

又、退団届の提出の無い場合は、請求致します。